

四條畷市福祉計画等検討委員会 議事録 (生活福祉課)

日時：平成25年3月25日(月)午後3時30分～午後4時40分

於：四條畷市役所 東別館2階 201会議室

<出席委員> 小寺委員長(議長)、藤原委員、佐木委員、山上委員、村上委員、北川委員、守屋委員、平山委員、築山委員、小野委員、久門委員、矢田委員、大滝委員 (順不同)

委員長 なわてみんなの福祉プランについての審議を始める。

事務局 まずは事務局の紹介を行う(事務局紹介)

委員長 資料について、事務局の方から説明をいただく。

事務局 (説明)

委員長 なわてみんなの福祉プラン(第2期地域福祉計画)に係る平成24年度の進捗状況(実績)についての説明があった。この件に関して質問等はないか。

山上委員 地域福祉活動について、ボランティアコーディネーターとの連携それによって団体の登録実績が5件あがっているが、この団体との連携や話し合いはされているのか。

事務局 今は登録者数を増やし、担い手の現状把握を行っている。連携や話し合いは特にしていない。

山上委員 実績をあげているからお聞きした。なぜ聞くかという、実績5件のうち2件の団体は私が作った団体である。話し合いもしていないのでどうなのか確認したかった。それと基本目標2の地域で支える福祉のまちづくりを進めるということで、災害時要援護者登録が今現在208人しかされていないが、いつから行っているのか。

事務局 平成22年10月1日からである。

山上委員 3年で208人ということか。

事務局 はい。

山上委員 民生委員が出されたのではないかと思うが。

事務局 そのとおりである。

山上委員 高齢者2630人中168人、6.4%と登録者数が非常に少ないが、具体的にどのように考えているのか聞きたい。その前に、地域包括支援センター(以下「地域包括」という。)は登録情報の提供方法について調整中となっているが何故調整中であるのか。くすのき広域連合は3市またがっているが四條畷市の問題である。市民を守らないといけないのに調整と言っている場合ではない。この取り組み自体が甘いのではないかと思う。第1、第2、第3の地域包括がありそれぞれの地域があるわけだが、その関係の方へのお願いがなかったとい

うことか。私共のサロンでは必ず地域包括の方に来ていただいている。要は深めていきましょうという事である。地域の自治会等にも必ず地域包括に入って下さいと言っている。動きをもっと積極的に取り組んでいかないといけないのではないか。地域にはせつかくそれぞれの機関があり高齢者については地域包括があるが、自治会長は地域包括がどこにあるかも知らない、連絡先も知らないといった状況である。くすのき広域連合は介護保険の関係で守口、門真、四條畷と3市一緒であるが、市の地域内でのことなので強力に取り組んでいただけるのではないかと思う。なぜお伺いを立てないといけないのかと思うがそのあたりはどうか。

事務局 こちらの方でも担当の高齢福祉課に検討をお願いしているが、くすのき広域連合から各法人へ委託をしており、委託内容に差があるのが課題となっているようだ。

山上委員 それは制度の問題ではないのか。それは行政の立場での話である。そんな事では市民を守れないのではないか。姿勢そのものがおかしい。世間に言うと笑われる事であり、人を助ける事はできないと思う。大阪市のある区では、誰が家に行ってもわかる様に、冷蔵庫に血液型や救急の場合の通院の病院先等を貼るということを、消防署を通して徹底されている。少なくともそういう制度を作られた。人の援護をするということで安否確認をはじめ非難する時の支援をするわけであるから、制度とかではなく真剣に取り組んでいただきたい。我々一般市民は、それぞれの地域の中でそれを行っているわけであり強力にやっていたきたい。そのあたりはどうなのか。

事務局 高齢福祉にお願いをした段階では広域連合との絡みがあると聞いている。しかし当然地域の要援護者の支援であるので、強く速やかにできるよう要望していく。

山上委員 CSW が参加した小地域ネットワーク活動のサロン活動の数とあるが、人数というのはどういう方なのか。役員なのか。

事務局 CSW がそのサロンに参加した回数であり人数ではない。

山上委員 住民の方か。高齢者の方か。参加した方とは。

事務局 CSW がその地域へ行った回数である。

山上委員 という事は地域包括の方が行かれたとか、民生委員の方が行かれたとかいうことか。

事務局 その中の CSW が行った数である。

山上委員 極端に田原台・さつきヶ丘が多い。この表だけではわかりにくい。

事務局 はい。

山上委員 0とでてきている所もある。少なくとも同じくらいの数字がでるような形をとらないと行政の対応の仕方が悪いのではないかと感じるがそのあたりはどうな

のか。

事務局 各地区によってサロンの数も違ってきている。田原台ではサロンの数や民生委員が実施される活動が多いのではないかと思う。それにより数字があがってきているのではないかと思う。

山上委員 田原は田原台・さつきヶ丘で約1万人の町であるが、その中に上田原・下田原・緑風台の3地区は入っていない。自治会の所が31で、地区の所は少ない。地区に何か問題でもあるのか。

事務局 これは田原台でされているサロンにCSWが行った数であり、地区に問題があるわけではない。

山上委員 地域の問題ですか。関係性はどうか。

村上委員 岡山は東と西に分かれている。CSWが田原支所、四條畷市役所内、社会福祉協議会と3ヶ所に分割して担当いただいているが、岡山は2つに分かれている。身近に感じることで、地域包括はサロン等に来ていただく回数多いがCSWのほうはなかなか無い。配置場所も遠かったりする。同じ岡山という地域でも岡山の東は田原、岡山の西は市役所内と配置場所が2つに分かれている。地域包括との連携で今まで対応できていたが、今年から岡山を1つにし、CSWと地域包括と連携して一緒にやっけていき、どこかで情報を流していただければありがたい。それと災害時要援護者登録者の数が少ないという件だが、以前冷蔵庫に入れる緊急連絡カードを配布する事業があり、その時のみ市役所から65歳以上の名簿をいただいたので一応ほとんど全部まわられた。拒否される方以外は緊急連絡カードを筒に入れてお渡しできた。この時一緒に災害時要援護者支援制度の用紙もあったが、緊急連絡カードの筒を冷蔵庫へ入れていただくことが目的であったし、登録用紙の枚数も少なかったので渡す機会がなかった。今回は日頃の見回りの中で記入依頼を行っており、少しではあるが喜んでいただいている。日頃見守りの体制を作っても常に回っているわけではないので、災害が起こった時、いざとなった時の為に、ご本人に登録いただいて自主防災組織等に提供しておくことが大事である。プライバシーの問題もあるがお名前と住所くらいは提供する必要があると考える。

山上委員 あまり回っていないのではないかと連携はとれているのか疑問がある。正直なところどうなのか。忙しくてまわれないのはわかっているが。

事務局 制度が同意方式で同意書をとるという制度である。前回民生委員の方が緊急連絡カードを配布される時に要援護者登録のアピールもしていただいたが、結果的に同意する事が嫌であるという事で拒否される方もおられた。この同意方式が一番の問題点、課題点があり、なかなか増員に繋がらなかったのが事実である。

山上委員 同意というのはそういう仕組みになっているのか。同意をもらってくださいと

いう。

事務局 はい。同意をいただいた段階で初めて情報を各機関へ出しますという方式である。

山上委員 ということは地域のほうへ協力を求めるのは難しいのか。

事務局 ご本人にそれをご理解していただければいいが、中には放っておいて欲しいという方もおられるのでかなり厳しいところもある。

山上委員 今の状況では確かに増えないと思う。要はいざという時にはこれがあつたほうが助かりますという推進をするというのでないと動けない。私の今までやってきた地域ではほとんどの方に書いていただいている。例えば、地域の中で交通事故など子どもさんがケガをすることがあるが、家族の方が仕事で不在の場合には必ず緊急連絡先を書いてくださいと言っている。事実そういった事例があり不在で困った事がある。それを皆さん方に伝えるとほとんどの方が書いてくださる。それも毎年更新している。

村上委員 緊急連絡カードの配布時、同じような内容の災害時要援護者登録書と2枚書いてくださいとは言いづらく、緊急連絡カードと筒を渡すのが精一杯であった。目的は違うものなので、また配布し次の機会までに提出させていただく。

事務局 了解した。

山上委員 50%以上は最低でも確保しないと駄目である。こういう事では取り組んでいないと見られても仕方がない。

事務局 了解した。

佐木委員 福祉の担い手になる人を育てるという事は数がいるということ。ボランティアに頼らないといけない形になっている。しかし、担い手になる主体は市の職員である。職員が回りきれなくてボランティアに支えていただきたいということは、それなりに方向を示して共感を得て尚且つ賛同する人でボランティアに参加し支えていただきたいという事であるか。この募集方法はどうしているのか。どういう形でサポートしていただけるのか、お願いをする時に良い方法はあるのか。どういう手をうっているのか。個人・団体数50に対し目標55実績58とあるが、来年度は10%アップ次は10%アップと目標値を定められていると思うが、このまま10%アップの形をとるとかなりの数になる。機械的に10%の目標を出すことが間違いである。確実にできる方法をしていかなければ駄目である。減少する場合もある。私もボランティアをしているが、10年もしているとやはり高齢化する。活動できなくなっている人もいる。登録した人間が累計で足されているから、団体も含めこういう数字になっている。活動できなくなった人の現実を見て、現状の人数を把握し、活動できる人をしっかり把握しないと全体像を描けない。厳しくやっていただきたい。それと要援護者の登録者数について、詳細にある高齢者の中の障がい者、ないしは障がい者

の中の高齢者、数はダブっていないか。別でとっているのか。込みでやっているとにもならない。両方の方もいるのをふまえて考えていただきたい。それとセーフティネットの仕組みづくりについて、市全域規模での相互見守りやネットワークづくりにどういう方法で取り組んでいくのか具体的方法がよく理解できない。CSW が現状を把握したのはわかるが、ネットワークをどう作っていくのかという事が欠けている。サロン活動の0地区がある。CSW がいないのではなくサロンが開かれていないのではないかと感じてしまう。サロン活動はしているがたまたま CSW が参加していないのであればわかるが、これだけ0という事は開かれていないのではないか。人数のいる地区のこの0という数をどうとらえているのか。サロンが開かれていないのであれば理由は何か。リーダーがいないのか。それをしっかりつかんでいただきたい。それと人権分野とのネットワーク構築について、スキルのかなり進んだ人権担当がおかれているのかどうか。ただ単に人権担当というだけで数をおいているだけではないのか。社会福祉協議会にも人権担当はいると聞かすが、具体的にいるのかいないのか、どの程度の訓練・研修を受けて十分に相談にのれるのか。私のまわりに人権擁護委員をやっている人がいる。そういう人達は非常に勉強している。研修も進んでいる。そういう人材の活用をお願いしたい。

村上委員 地区福祉委員会が社会福祉協議会の中に2地区あるが、高齢者サロンや子育てサロンなど最低月2回ほど開いている。地域包括は何回かお呼びしているがCSW は資料の回数しか来ていただいていない。地域包括は連携がとり易かったということでこの数字になっている。サロン活動はいろんな地域でされているということをご理解いただきたい。

佐木委員 両方の数値を分けて書くべきである。

委員長 ひとつ気になる事がある。災害時要援護者登録の課題である守秘義務及び個人情報保護の徹底について、自主防災組織は法律的に守秘義務が課せていないのが課題だが進めていくということなのか。

事務局 はい。

委員長 仮に情報を自主防災組織の方がもらし裁判沙汰になる場合、問われるのは誰になるのか。被告になるのか。

事務局 情報を洩らした方になる。個人的に訴えられる形になる。しかし、提供した市も問われる場合があるかもしれない。

委員長 それは法的に認めたということではないのか。

事務局 基本的には活動に伴って使用される分については使用の同意をご本人からとっている為一応は解決する。しかし、自主防災担当の者により個人情報を意識していただく為に守秘義務を義務化するという事をすすめたい。

委員長 同意書をとっているというのは裁判には効力はないようだ。自主防災組織の身

近な人にも他の人と同様に守秘義務が課せられるよう市として整えるようお願いしたい。

事務局 はい。

築山委員 小地域ネットワークは以前から大阪であった。我々も以前までは役所へ行って70歳以上の方、今は65歳以上の方であるがリストアップを頼んでいた。個人情報保護法ができそれは駄目になった。その後遺症が残っている。薮屋では65歳以上の方が約200名近くいたが今は130名くらいに減少している。個人情報保護法によって駄目になった。小地域ネットワークを作っている方には大阪府から助成金が出ている。以前知事により廃止となりかけたが又元通りとなった。なぜかという、高齢者が地元に住ってほしい、子どももいないという様な方に1人でも多く外へ出ていただき、皆の中で一緒に活動していただく。介護保険に入れない方もいる。地域でそういった高齢者の方もなんとか皆と同じ生活ができるような方向へしていくのが大阪府の小地域ネットワークである。その中心になるのは社会福祉協議会だと思うが実際にまわっているのは民生委員である。小地域ネットワーク活動は、地区福祉委員会と一緒にしている場合がある。地区福祉委員会が基になって名前をつけないで活動している。薮屋でもしとみ会と名前を変えて活動している。お金が不足した時には地区福祉委員会が後ろ盾になって助けるという方向でやっているのが現状である。

委員長 ほかに質問はないか。

佐木委員 小地域ネットワーク活動はしている、あくまでもCSWが参加している数であるということか。行政がつかんでいけば両方が出ているはずである。記載方法を誤解のないようにしていただきたい。

事務局 はい。雁屋などは特に活発にさせていただいている。月に2回はされている。

佐木委員 配慮いただき正確に記載をお願いしたい。

事務局 はい。あと守秘義務の確保について、厚労省の要援護者のガイドラインで自主防災組織のような守秘義務が担保できないところは、契約を結ぶとか誓約書をいただくという形で守秘義務を確保する方法があると書かれているので、今後検討していきたい。

委員長 よろしくお願ひしたい。それでは、地域福祉計画のなわてみんなの福祉プラン平成24年度進捗状況についての報告は終了する。

事務局 第3期四條畷市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果報告について説明をさせていただきます。(説明)

委員長 事務局からアンケートについての説明があったが、なにか意見はあるか。

佐木委員 民生委員の認知度について誰が担当なのかわからないというのが非常に悩ましいことである。担当の決め方は地域で分けているのか。

村上委員 担当地域ははっきり決まっている。

佐木委員 あなたならわかっているが住民の中では誰に相談したらいいのかわからない

村上委員 よく歩いているから近くの人を見てわかるが、わからない人もいるのが現状である。

佐木委員 担当は違ってでもいいのか。民生委員の方と比べいいのか。

村上委員 はい。誰に言っていただいても繋ぐ。私達は誰が担当かわかっている。

佐木委員 それがきっちりわかっていないから、こういうアンケート結果が出ている。

事務局 それも事実で、啓発がまだまだのところがある。民生委員が地域に住んでいる住民の方でもあり、名簿でお名前や住所、電話番号が入ったものを市の広報へは載せることができない。高齢者施設の営業やいろいろな営業の電話がかかってくるという事も聞いており難しいところがある。

村上委員 昔は広報とホームページに載っていた。

事務局 今はホームページには人数のみしか載っていない。

村上委員 今度高齢者募集の際自治会広報板へ貼っていただくが、名前のみ載せている。自治会の事務局へ電話を入れれば連絡がつくようになっている。民生委員の名前だけではなく電話番号も入れておいて欲しいと要望があるが、プライバシーの問題で難しい。

佐木委員 役所へ担当の民生委員が誰なのか聞いていいのか。

事務局 それは相談の中身が民生委員の仕事であると明確な時は教えている。業者の方が商売でという時はご遠慮願う場合もある。

山上委員 私の地域の民生委員に対して、自治会の役員会などへ必ず入って行くように取り組んでいる。年に一回の総会は必ず、毎月の役員会でも、ふれあいサロンがあるということなど民生委員の立場でしていただいている。私も高齢者の役をしているが、総会の時などにみんなで声かけをしていきたいと思いますようお願いしている。やはり何かの機会の時に訴えていかないと民生委員も困っている。

佐木委員 民生委員だけでなく、コミュニティソーシャルワーカー、障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、子育て総合支援センターなどみんな認知度が低い。システムとして機能するような改善が必要である。

事務局 はい。

委員長 ほかに質問はないか。ないようなので、第3期地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果報告について終了する。

事務局 その他案件の報告をする。本委員会事務局より委員任期及び推薦等について連絡する。皆様の任期は条例規則により旧委員会任期と同じく6月30日までとなっている。次期委員の委嘱について、団体から提出の委員については4月から5月頃に各団体へ推薦依頼の予定である。また、公募委員については4月広報にて公募を実施予定である。事務局からの連絡は以上である。

委員長 これにて終了する。